平成２２年（フ）第９７９号
熊本市春日５丁目22番１号
債務者　園田　光弘
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　啓章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９４号
宮城県大崎市古川新田字大西１番地22
債務者　佐々木敏春
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５４４号
愛知県一宮市森本１丁目25番29号
債務者　内藤　樹大
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５３０号
函館市鍛治１丁目50番７号
債務者　斉藤　　忠
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９６号
函館市西桔梗町827番地23、住民票上の住所
函館市陣川町102番地68
債務者　滝澤　　潤
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
群馬県太田市新田上中町157番地２
債務者　栗原美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１９３号
岐阜県不破郡垂井町506番地の15
債務者　宮　　清一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
奈良県磯城郡川西町大字結崎589番地の90
アルトアール結崎304号
債務者　吉井　康晴
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
奈良県宇陀市大字陀区万六1776番地
債務者　東向勢以子（旧姓百地）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
奈良県香芝市西真美１丁目32番地の２
債務者　奥川　純子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇224番地１、前住所奈良県北葛城郡河合町大字穴闇248番地１
債務者　小田原知也
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２号
奈良県橿原市栄和町65番地の１　ヴェルビュ橿原神宮前Ⅱ番館106号、前住所奈良県香芝市逢坂７丁目115番地の７
債務者　上田智津子（旧姓今北）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４号
奈良県宇陀市榛原区比布1176番地の３
債務者　田北正佐子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８号
奈良県香芝市穴虫1106番地
債務者　川合　得生
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５号
長崎県長崎市多以良町371番地
債務者　辻　　峰雄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
静岡県掛川市北門178番地の２
債務者　戸田　聖人
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番４―423号豊団地
債務者　中谷　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係